

上田市立第五中学校

『わいせつな行為根絶共通ルール』

1. 児童・生徒と教室や研究室等で、外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放し、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
2. 私的な用件でメール、SNS のやりとりをしない。やむを得ずメール、SNS を使用する場合や、1対1での相談が必要な場合には、その内容を他の教職員に伝え、情報の共有を図る。
3. 児童・生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
4. 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童・生徒の撮影や録画をしない。
5. 教育目的外で児童・生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
6. わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理や指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。

2019年6月19日 第五中学校職員一同